

# 山梨県公報

号外第六十九号

平成二十五年

十月十五日

火曜日

## 目次

条 例

- 山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金条例……………二
- 山梨県災害救助基金管理支出及び補充条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県県民会館設置及び管理条例を廃止する条例……………四

## 条例のあらまし

### ○山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金条例(条例第四十七号)(エネルギー政策課)

- 1 災害対策の拠点となる施設等における再生可能エネルギー等の導入を推進することにより、環境への負荷の少ない地域づくり等を進めるため、山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金を設置することとした。
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。
- 4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。
- 5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入することとした。
- 6 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。
- 7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 この条例は、公布の日から施行することとした。

9 この条例は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付することとした。

### ○山梨県災害救助基金管理支出及び補充条例の一部を改正する条例(条例第四十八号)(福祉保健総務課)

- 1 災害救助法の一部改正に鑑み、災害に際し本県の応援のために他の都道府県が支弁した費用を求償された場合について、当該費用を災害救助基金の支出の対象とすることとした。
- 2 この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月一日)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

### ○山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第四十九号)(障害福祉課)

- 1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する児童発達支援及び放課後等デイサービスを基準該当通所支援とみなすための基準について、厚生労働省令で定める基準のとおり定めることとした。

(二) 指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害者向けのサービスのほか児童発達支援等のサービスの提供を行う場合における利用定員等に関する基準について、厚生労働省令で定める基準のとおり定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

### ○山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十号)(治水課)

1 河川法の一部改正に鑑み、従属発電の登録に係る流水占用料の徴収及び減免については、許可の場合と同様とする。こととした。

2 この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。

### ○山梨県県民会館設置及び管理条例を廃止する条例(条例第五十一号)(生涯学習文化課)

1 施設の周辺における類似の施設の整備状況等に鑑み、県民会館展示会場を廃止することとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

# 条例

山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金条例をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

## 山梨県条例第四十七号

山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金条例

(設置)

**第一条** 災害対策の拠点となる施設等における再生可能エネルギー（山梨県地球温暖化対策条例（平成二十年山梨県条例第四十九号）第二条第七号に規定する再生可能エネルギーをいう。）等の導入を推進することにより、環境への負荷の少ない地域づくり等を進めるため、山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第二条** 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び比率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

**第五条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

**第六条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県災害救助基金管理支出及び補充条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

## 山梨県条例第四十八号

山梨県災害救助基金管理支出及び補充条例の一部を改正する条例

山梨県災害救助基金管理支出及び補充条例（昭和二十四年山梨県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十一条」を「第二十六条」に改める。

第四条第一号中「第二十三条」を「第四条」に改め、同条第二号中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に改め、「実費弁償」の下に「に要する費用」を加え、同条第三号中「第二十九条」を「第十二条」に改め、「扶助金」の下に「の支給に要する費用」を加え、同条第四号中「第二十六条第二項」を「第九条第二項」に、「第二十三条の第二第三項」を「第五条第三項」に改め、「損失補償」の下に「に要する費用」を加え、同条第五号中「第三十四条」を「第十九条」に改め、「補償」の下に「に要する費用」を加え、同条第六号中「第四十二条の規定による、」を「第二十七条に規定する」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 法第二十条第一項又は第四項の規定による求償に対する支払に要する費用

第五条中「第三十八条及び災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百一十五号）第二十六条」を「第二十三条」に改める。

## 附則

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

## 山梨県条例第四十九号

山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県指定障害福祉

社サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第一条** 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条」を「第六十二条の二」に改める。

第二条第十二号中「第六十一条において」を「以下」に、「同条例」を「指定障害福祉サービス等基準条例」に改める。

第六十条中「第二十五条第二項」を「第二十五条第一項」に改める。

第六十一条中「以下」を「以下この条において」に、「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に改める。

第六十二条中「。以下この条において」指定居宅サービス等基準条例」という。を削り、「(指定居宅サービス等基準条例)」を「(同条例)」に、「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に改め、第二章第五節中同条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

**第六十二条の二** 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。))に該当する小規模多機能型居宅介護(同法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。))をいう。以下この条において同じ。))の事業を行う者をいう。

以下この条において同じ。))が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。第一号及び第三号において「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。))を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下この条において同じ。))を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第六十条(第二十五条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。))の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。))の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定

により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三百三十二号。次号及び第四号において「特区省令」という。))第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。))を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。))を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。))は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める従業者に係る基準及び従業者の員数を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第七十九条中「、第四十五条中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」とを削る。

第八十二条中「、第六十二条」を「から第六十二条の二まで」に改める。

(山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正)  
**第二条** 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十六号中「」第六条」を「。以下「指定通所支援基準条例」という。)第六条」に、「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

第九十八条中「。第一百二十二条第一号」を「。以下この条及び同号」に、「第一号及び第一百二十二条第一号において」を「以下」に改め、同条第一号中「又は」を「、指定通所支援基準条例第六十二条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に、「以下この条」を「次号」に改め、同条第二号中「又は」を「、指定通所支援基準条例第六十二条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に、「第一百二十二条第一項第二号」を「第一百二十二条第二号」に改め、同条第三号中「介護保険法第七十八条の四第二項の市町村の条例」を「指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号」に改め、同条第四号中「利用者数」を「利用者」に、「又は」を「、指定通所支援基準条例第六十二条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第一百二十二条第一号中「又は」を「、指定通所支援基準条例第六十二条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第二号中「利用者」を「障害者及び障害児」に、「以下この条」を「次号」に改め、同条第三号中「介護保険法第七十八条の四第二項の市町村の条例」を「指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ」に改め、同条第四号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第二百三条第一項中「山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例」及び「同条例」を「指定通所支援基準条例」に、「利用定員数」を「利用定員」に改

める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十五年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第五十号**

山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県流水占用料等に関する条例(平成十二年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「から第二十五条までの規定による許可」を「、第二十四条若しくは第二十五条の規定による許可又は法第二十三条の二の規定による登録」に改める。

第三条第一号中「から第二十五条まで」を「、第二十三条の二、第二十四条又は第二十五条」に改める。

第四条中「から第二十五条までの規定による許可」を「、第二十四条若しくは第二十五条の規定による許可又は法第二十三条の二の規定による登録」に改め、「当該許可」の下に「又は登録」を加える。

**附則**

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

山梨県県民会館設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。  
平成二十五年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第五十一号**

山梨県県民会館設置及び管理条例を廃止する条例

山梨県県民会館設置及び管理条例(昭和三十二年山梨県条例第十八号)は、廃止する。

**附則**

(施行期日)  
1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 平成二十五年年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。